

平成31年度 当初予算 (案)

主な事業の説明書

市民部

款	項	目	大	事	業	ページ													
3	1	1	13	防	犯	対	策	関	係	経	費	3-1							
3	1	8	80	医	療	給	付	扶	助	費		3-2							
4	1	7	61	浄	化	槽	設	置	整	備	事	業	費	補	助	金	3-3		
4	2	1	11	ご	み	不	法	投	棄	防	止	関	係	費	3-4				
4	2	1	21	一	般	廃	棄	物	最	終	処	分	場	廃	止	事	業	費	3-5
7	1	5	12	消	費	生	活	相	談	対	策	事	業	費	3-6				
				国	民	健	康	保	険	事	業	特	別	会	計	3-7			
				後	期	高	齢	者	医	療	特	別	会	計	3-8				
				太	陽	光	発	電	事	業	特	別	会	計	3-9				

事 業 説 明 書

3 款 1 項 1 目 13 事業

(施策の大綱) 安全・安心体制の充実

(施策) 防犯対制の強化

(基本事業) 防犯体制の強化

見直し

課所名： 市民部 環境交通安全課

『事業名』 防犯対策関係経費

【31年度】 2,949 千円 【30年度】 4,513 千円 【増減額】 △ 1,564 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				2,949

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

街頭指導、啓発活動や見回り活動を通じて犯罪抑止に努めるとともに、青少年の非行防止及び指導を行うなど、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、犯罪の無い安全なまちづくりを目指す。

- 目標 窃盗犯発生件数 100件以下

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

- ・45人の防犯指導隊が各地域で防犯指導や啓発活動を行い、市内の窃盗犯発生件数は減少している。
- ・犯罪抑止のため、平成28年7月に大曲駅前地下道、平成30年8月に浜町交差点に防犯カメラを設置した。

【大仙市での窃盗犯発生件数】

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
件数	175	144	132	102	123

【防犯カメラ設置台数】

3台 (H30年12月末現在)

3. Check (評価：問題と課題)

- ・防犯対策事業については大仙警察署、大仙市防犯協会と連携して取り組んでおり、犯罪抑止につながっていると思われる。一方で仕事を持った指導員も多く、活動の調整が必要となっている。
- ・青色防犯パトロールの実施や防犯カメラの設置により児童生徒の見守りを行っているが、通学路上の地下道やトンネル等の見通しの悪い場所での防犯対策強化が課題となっている。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

○防犯指導員活動 2,324千円

- ・防犯指導員の活動に対する報酬

県内他市の防犯指導員の活動と報酬を勘案し、月額報酬の見直しを実施。

	変更前 (月額)	変更後 (月額)
隊長	6,200円	4,000円
隊員	5,200円	3,600円

○防犯パトロール、防犯啓発活動 225千円

- ・住宅・車両施錠促進、特殊詐欺被害防止、暴力団追放活動等の各種啓発キャンペーンの実施
- ・青色回転灯装備車によるパトロールと防犯カメラの稼働

○犯罪被害者支援 400千円

- ・犯罪被害者見舞金条例にもとづき、犯罪被害者及び遺族に対して見舞金を扶助する。
(遺族への扶助 300千円、傷病者への扶助 100千円)

事業説明書

3 款 1 項 8 目 80 事業

(施策の大綱) 出会い・結婚・子育ての充実

(施策) 育児支援の充実

(基本事業) 子育て支援体制の充実

継続

課所名： 市民部 市民課

『事業名』 **医療給付扶助費**

【31年度】 **683,935 千円** 【30年度】 **686,681 千円** 【増減額】 **△ 2,746 千円**

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	302,604		10,000	371,331

※ 福祉医療高額療養費戻入 2,000
 ※ 後期高齢者医療高額介護合算療養費戻入 5,000
 ※ 福祉医療費返還金 3,000

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

乳幼児・小中学生、ひとり親家庭の児童、心身障がい(児)者、指定難病医療・小児慢性特定疾病を対象に、心身の健康保持や生活安定、子育てしやすい環境づくりの推進を図るため、医療費自己負担分を全額助成する。

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

- ・ 県制度や市独自拡大分に該当した対象者に福祉医療費受給者証を交付し、医療費の自己負担額を全額助成してきた。
- ・ 県制度では、市県民税所得割が課税されている世帯の乳幼児・小中学生区分の対象者について、1歳の誕生日の翌月から、1医療機関あたり1ヶ月千円を上限として、本来負担すべき医療費の半額を自己負担することとなっているが、市では独自に全額助成してきた。

3. Check (評価：問題と課題)

医療費自己負担分の全額助成は、対象者及びその家族の心身の健康保持や生活の安定、子育てしやすい環境づくりの推進を図るために有効な手段である。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

県補助対象事業のほか、市独自拡大分として乳幼児・小学生・中学生助成の所得制限額の緩和や、指定難病医療等の医療費自己負担分への助成を継続し、対象者及びその家族の心身の健康保持や生活安定、子育てしやすい環境づくりの推進を図る。

- ・ 県制度と市独自拡大分に該当した対象者に福祉医療費受給者証を交付し、医療費の自己負担額を全額助成する。

対象区分	対象者数	一人当たり医療費(円)	予算額(千円)
乳幼児・小中学生	7,134 人	30,981	221,019
ひとり親家庭の児童	1,068 人	26,234	28,018
心身障がい(児)者	4,258 人	102,066	434,598
小計	12,460 人	54,866	683,635

- ・ 指定難病・小児慢性特定疾病医療費の自己負担額を償還払いで全額助成する。

対象区分	対象件数	一件当たり医療費(円)	予算額(千円)
指定難病・小児慢性特定疾病	20 件	15,000	300
小計	20 件	15,000	300

予算額 合計(千円)	683,935
------------	---------

<参考> 県補助額 302,604千円 = 補助対象額 605,209千円×50%(補助率)【乳幼児・小中学生、ひとり親、障がい者】

市独自拡大分(乳幼児・小中学生)

- ・ 所得制限の緩和
- ・ 1歳の誕生日の翌月から1医療機関あたり1ヶ月千円を上限として、本来負担すべき医療費の半額を自己負担することとなっている部分を全額助成。(市県民税所得割課税世帯)

事 業 説 明 書

4 款 1 項 7 目 61 事業

(施策の大綱) 上下水道等の整備

(施策) 生活排水処理対策の推進

(基本事業) 浄化槽の整備促進

見直し

課所名： 市民部 環境交通安全課

『事業名』 浄化槽設置整備事業費補助金

【31年度】 55,775 千円 【30年度】 69,084 千円 【増減額】 △ 13,309 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
15,919	15,919			23,937

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外において、浄化槽の設置に対し補助金を交付することにより、その設置を促進し、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

平成31年度末目標

①普及率 18.1% (= 処理人口 14,900人 / 住民基本台帳人口 82,468人)

②進捗率 56.9% (= 処理人口 14,900人 / 計画処理区域内人口 26,164人)

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

・合併処理浄化槽処理区域内において市民が要望するトイレ等の水洗化を支援することにより、市全体の設置が進んでいる。

(単位：%、人、基)

年度	普及率 (①/②)	進捗率 (①/③)	処理人口①	住民基本 台帳人口②	計画処理 区域内人口③	設置基数
平成27年度	16.7	51.8	14,184	84,903	27,378	149
平成28年度	17.3	54.2	14,463	83,578	26,678	125
平成29年度	17.0	53.6	14,016	82,468	26,164	110

3. Check (評価：問題と課題)

・平成12年の浄化槽法改正(平成13年施行)以前に設置された単独処理浄化槽が多く残存している。
 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、補助金制度を有効に活用するよう設置促進に努める必要がある。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、公共用水域の保全並びに水洗化の向上を図る。

【補助額の見直し】

市内業者が施工した場合、市負担分と同額を基準額に嵩上げ補助していたが、嵩上げ額を2分の1とする。

(単位：千円、基)

人槽区分	基準額 ①	基準額内訳			市 嵩上分 ②	補助額 (嵩上後) ①+②=③	設置 基数 ④	予算額 ③×④	予算額内訳	
		国	県	市					基準額 ①×④	市嵩上分 ②×④
5人槽	352	117	117	118	59	411	59	24,249	20,768	3,481
7人槽	441	147	147	147	73	514	60	30,840	26,460	4,380
10人槽	588	196	196	196	98	686	1	686	588	98
合計							120	55,775	47,816	7,959

*国・県・市は基準額の3分の1を補助する。市内業者が施工した場合は、市負担分の2分の1を嵩上げし補助する。

事 業 説 明 書

4 款 2 項 1 目 11 事業

(施策の大綱) 衛生環境の整備

(施策) 排出抑制と適正処理

(基本事業) 不法投棄の未然防止

見直し

課所名： 市民部 環境交通安全課

『事業名』 **ごみ不法投棄防止関係費**

【31年度】 5,619 千円 【30年度】 6,717 千円 【増減額】 △ 1,098 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			5,619	

※一般廃棄物処理手数料 2,619
 ※環境保全基金繰入金 3,000

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

ごみの不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄された投棄物については、原因者を究明し、早期撤去を実現することで、快適な生活環境づくりを推進する。

●目標：不法投棄に関する通報件数20件以内

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

・平成20年度実施の家庭ごみ有料化、平成22年度実施の粗大ごみ収集体制全市統一化に伴う不法投棄の増加が懸念されたが、監視パトロール及び啓発活動の実施により抑止が図られており、不法投棄に関する通報件数も近年減少傾向にある。

○不法投棄通報件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	36	26	43	25	14

※不法投棄監視員からの通報件数

3. Check (評価：問題と課題)

・不法投棄監視パトロールや県及び産廃協会との共同による不法投棄物撤去事業などの啓発事業の実施により、一定の抑止が図られている。
 ・現行の監視パトロール体制となつてから11年が経過しており、近年の不法投棄件数の推移や県内他市の監視体制を勘案すると監視体制の効率化が必要と考えられる。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

●今後の方向性

・不法投棄監視パトロールの監視体制を見直し、不法投棄物の投棄及び発見の多い春と秋に重点的に活動を行うことにより効率的な監視活動と不法投棄物の早期撤去につなげる。

■不法投棄監視パトロール回数

(日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
H30年度	3	3	3	3	3	3	3	3	24
H31年度	3	3	1	1	1	1	3	3	16

※年16日に見直し

◆平成31年度事業の概要

- ・不法投棄防止キャンペーン …… 全市一斉クリーンアップに合わせた、不法投棄未然防止の啓発。
- ・不法投棄監視パトロール …… 不法投棄監視員による不法投棄監視パトロールの実施。
- ・不法投棄監視パトロール順路整備 …… 協和地域の林道を中心とした道路の刈り払いを行い、不法投棄物が発見されやすい環境を整備することにより、捨てられない環境づくりに努め、生活環境の保全を図る。

事 業 説 明 書

4 款 2 項 1 目 21 事業

(施策の大綱) 衛生環境の整備

(施策) 排出抑制と適正処理

(基本事業) 一般廃棄物最終処分場の廃止

継続

課所名： 市民部 環境交通安全課

『事業名』 一般廃棄物最終処分場廃止事業費

【31年度】 7,379 千円 【30年度】 57,470 千円 【増減額】 △ 50,091 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				7,379

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

市内7カ所の一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定されている廃止に係る基準を満たし、周辺環境の保全に配慮した閉鎖整備を実現する。

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

- ・一般廃棄物最終処分場の廃止にあたっては、廃止基準に適合する整備工事を実施する必要があることから、平成26年度に実施した廃止に向けた基礎調査の結果に基づき、平成27～28年度(2カ年事業)に大曲、中仙、北檜岡の3カ所の処分場に係る閉鎖整備計画の策定を行った。
- ・平成30年度は大曲、中仙処分場の閉鎖整備工事が完了し、廃止確認モニタリング開始の前提となる埋立処分終了届を県へ提出した。

3. Check (評価：問題と課題)

- ・「一般廃棄物最終処分場廃止事業計画」に基づき、維持管理経費が大きい大曲、中仙の廃止確認モニタリングを先行して実施するとともに、残りの5処分場についても覆土材の調達等を勘案しながら計画的に事業実施する必要がある。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

○今後の方向性

7カ所の処分場のうち、先行廃止することとしている大曲、中仙の2処分場について、廃止確認申請に必要なモニタリング調査を実施するとともに、残りの施設も廃止事業計画に従い、平成41年度まで順次廃止していく。

【平成31年度事業の概要】

大曲、中仙処分場の廃止確認モニタリングを行う。

○大曲、中仙処分場廃止確認モニタリング関係経費

	事業概要	事業費
大曲	○廃止確認モニタリング ・廃止確認項目(保有水(原水)、地下水、ガス、地温) ・通常の法定水質検査(放流水、地下水等) ※廃止確認モニタリングと通常の法定水質検査を一体的に行うことにより測定経費の節減に努める。	3,887千円
	○モニタリング時除雪委託料(12月、3月)	234千円
中仙	○廃止確認モニタリング ・廃止確認項目(保有水(原水)、地下水、ガス、地温) ・通常の法定水質検査(放流水、地下水等) ※廃止確認モニタリングと通常の法定水質検査を一体的に行うことにより測定経費の節減に努める。	3,258千円

事 業 説 明 書

7 款 1 項 5 目 12 事業

(施策の大綱) 安全・安心体制の充実

(施策) 防犯体制の強化

(基本事業) 消費生活相談対応の強化

継続

課所名： 市民部 消費生活センター

『事業名』 **消費生活相談対策事業費**

【31年度】 5,060 千円 【30年度】 5,598 千円 【増減額】 △ 538 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	4,478			582

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

年々複雑化する消費者トラブルと、それに伴う相談件数の増加に対応するため、地方消費者行政推進交付金と新たに創設された地方消費者行政強化交付金を活用しながら、相談窓口の機能強化と消費者教育や啓発活動を推進し、相談の早期解決と消費者被害の未然防止に努める。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

- ・ 専門相談員 (2名) を継続雇用し、年々増加する消費者相談に対応している。相談内容も複雑化しているため国民生活センター等が実施する研修会に積極的に参加し窓口の機能強化に努めている。
- ・ 消費生活推進員との協働による出前講座を実施し、高齢者等の被害防止に努めている。
- ・ コミュニティFM放送を活用し、消費者被害に関する情報提供及び注意喚起を行っている。

■相談件数の推移 (単位:件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	215	239	253	268	284	301

■相談の内訳 (H29実績)

① ネット等の通信機器関連トラブル	37%
② 趣味・娯楽・教材等のトラブル	12%
③ 多重債務・借金問題	10%
④ 土地・建物・賃貸等のトラブル	9%

3. C h e c k (評価：問題と課題)

- ・ 高齢者の特殊詐欺被害や消費者トラブルを防止するために、出前講座やコミュニティFMを活用して最新情報の提供や注意喚起を促す必要がある。
- ・ インターネット通信によるトラブルの内容の複雑化、民法改正による成年年齢引下げに伴う消費者トラブルに向けての研修会参加による、職員の対応力の強化が必要と考えられる。

4. A c t (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

- 専門相談員 (2名) 配置事業 4,318千円 (推進交付金3,903千円、強化交付金51千円)
相談窓口の充実・強化を図るため、今後も2名の専門相談員を継続雇用し、複雑化する消費者相談の早期解決に努める。
- 消費者講演会、消費生活出前講座等関連事業 717千円 (推進交付金482千円、強化交付金42千円)
新たな消費者行政課題として、エシカル消費に関する消費者講演会を開催する。また、高齢者が詐欺被害に遭わないよう、消費生活推進員と協力して出前講座などの啓発活動に努めるとともに、コミュニティFMを活用した最新情報の提供や注意喚起を継続して実施する。
- 特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業 25千円
大仙警察署と協同で実施している「特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業」を継続するとともに、貸出件数の増加に伴い装置の修繕対応をして、引き続き高齢者の詐欺被害防止に努める。

事 業 説 明 書

(国民健康保険事業特別会計)

款 項 目 事業

(施策の大綱) 社会保障の充実

(施策) 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

(基本事業)

継続

課所名： 市民部 市民課

『事業名』 **国民健康保険事業特別会計**

【31年度】 7,985,258 千円 【30年度】 7,934,143 千円 【増減額】 51,115 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	5,813,747		637,304	1,534,207

※一般会計繰入金 632,133

※諸収入 等 5,171

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

市民の疾病や負傷、死亡、出産に関する保険給付を行うとともに、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック助成等の保健事業により、病気の早期発見、早期治療に努め市民の生活安定と福祉の向上を図る。

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

・被保険者の保険給付を適正に行い、特定健康診査・特定保健指導及び人間ドック助成等の保健事業の実施が病気の早期発見、早期治療を担うなど、医療費の適正化を図ってきた。

3. Check (評価：問題と課題)

- ・被保険者一人当りの保険給付費は、高齢化により年々伸び続ける傾向にある。
- ・被保険者は減少傾向にあり年金収入だけの高齢者や無職者を多く含むなど、保険給付に見合う財源の確保が難しい状況にある。
- ・平成30年4月に国保事業の県単位化が施行され、秋田県が国保財政の運営責任主体となり、市町村は引き続き資格管理、給付業務、国保税の賦課・徴収を担っている。
- ・今後も秋田県と連携し、安定した国保事業の推進が必要である。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

○国民健康保険税の試算条件

- ・課税所得額見込み 平成30年12月現在の88.40%で試算
- ・税率 現行税率を利用
- ・被保険者数見込み 一般 17,257人／退職 62人／合計 17,319人 (30年度決算見込比5.51%減)

○被保険者の疾病及び負傷等に関して主に次の保険給付を行う。

区分		H30年度(見込み) 1人当り医療費	1人当り医療費伸率 見込(30年度見込み比)	H31年度 1人当り医療費	H31年度 予算額
一般 被保険者	療養給付費	270,442円	70歳未満 4.05% 70歳以上 △0.37%	281,510円	4,858,023千円
	療養費	2,693円		2,793円	48,206千円
	高額療養費	38,749円		39,963円	689,641千円
退職 被保険者	療養給付費	253,315円	退職被保険者が少なく 1人当りが高額な給 付等に対応できるよ うに伸率を調整	316,411円	19,618千円
	療養費	3,023円		9,405円	584千円
	高額療養費	28,436円		58,652円	3,637千円

- ・出産育児一時金 (件数) 40件 (予算額) 16,800千円 ※1件当り420千円支給
- ・葬祭費 (件数) 150件 (予算額) 7,500千円 ※1件当り50千円給付

○県単位化にともなう国保事業費納付金を秋田県の算定結果に従い、2,068,415千円を計上。

○特定健康診査・特定保健指導実施、人間ドック助成等の保健事業費 80,572千円を計上。

事業説明書

(後期高齢者医療特別会計)

款 項 目 事業

(施策の大綱) 社会保障の充実

(施策) 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

(基本事業)

継続

課所名： 市民部 市民課

『事業名』 **後期高齢者医療特別会計**

【31年度】 891,143 千円 【30年度】 897,616 千円 【増減額】 △ 6,473 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			891,142	1

※後期高齢者医療保険料 574,066

※一般会計繰入金 等 317,076

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

高齢者の医療の確保のため、75歳以上および一定の障がいがある65歳以上の方を被保険者として、保険給付、保険料の徴収管理を行う。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

- ・広域化により財政の安定化を図るため、平成20年4月、県内全市町村で構成する秋田県後期高齢者医療広域連合を設立。広域連合と市町村が連携して事業の推進を図っている。
- ・市町村は、保険給付に関する各種申請の受付や各種相談等の窓口業務、被保険者証の発行、保険料の徴収、広報等による制度周知を行っている。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

- ・被保険者が安心して必要な医療を受けるためには、市と広域連合が連携して適切な資格や給付、保険料の徴収管理が必要である。
- ・今後も、制度改正による変更内容等の周知徹底とともに、被保険者以外の方も含めた制度への理解を図っていく。

4. A c t (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

- ・各種申請受付や保険料の徴収管理を、法令に基づき適正に実施する。
- ・被保険者が高齢者であることを踏まえ、制度の周知や被保険者からの相談受付等、きめ細やかな行政サービスを行う。

[主な内容]

- 管理事務費 5,501千円
(被保険者の資格管理に関する業務、医療給付の申請に関する業務)
- 徴収費 3,322千円
(保険料の徴収に関する業務)
- 秋田県後期高齢者医療広域連合納付金 858,119千円
 - ・保険料負担金 574,076千円
 - ・保険基盤安定負担金 284,043千円

事 業 説 明 書

(太陽光発電事業特別会計)

款 項 目 事業

(施策の大綱) 自然環境の保全

(施策) 環境保全・環境美化

(基本事業) 新エネルギー導入の推進

継続

課所名： 市民部 環境交通安全課

『事業名』 **太陽光発電事業特別会計**

【31年度】 112,316 千円 【30年度】 121,214 千円 【増減額】 △ 8,898 千円

※31年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			112,316	

※売電収入 111,875
※温暖化対策基金繰入金 441

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

地球温暖化対策への取り組み及び太陽光発電設備導入を促進するとともに、市有地の有効活用を図るために大仙市が発電事業者として太陽光発電事業を実施し、環境負荷の小さい地域をつくりあげる。

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

■発電実績 (平成27年度～29年度)

累計発電量 6,627,279kWh ※約1,840世帯分の年間電力消費量に相当

■決算状況 (平成27年度～29年度)

(単位：千円)

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計
収入	売電収入等 ①	11,357	133,463	113,070	257,890
	一般会計繰入金 ②	15,603	0	0	15,603
支出	発電施設リース料 ③	26,178	104,712	104,712	235,602
	一般管理費 ④	782	2,723	2,873	6,378
収益的収支 ⑤ (①+②-③-④)		0	26,028	5,485	31,513
収入	利息等 ⑥	0	0	2	2
収支再差引 ⑦ (⑤+⑥)		0	26,028	5,487	31,515
収入	前年度繰越金 ⑧	0	0	14,103	14,103
支出	基金積立金 ⑨	0	11,925	14,105	26,030
次年度繰越金 ⑩ (⑦+⑧-⑨)		0	14,103	5,485	5,485

※固定資産税収入額 累計17,426千円 (一般会計)

■地球温暖化対策基金 平成29年度末残高 25,318,266円

3. Check (評価：問題と課題)

- ・温室効果ガスの排出量増加による地球規模の環境変化を踏まえ、限りある資源を利用できる循環型社会への転換が必要であり、取組に向けた体制づくりが課題となっている。
- ・引き続き大仙市環境基本計画に基づき、環境にやさしいライフスタイルを推進し、省エネルギー行動の促進を図っていく。

4. Act (改善：今後の方向性と31年度事業の概要)

大仙市と東京センチュリー(株)が、20年間の包括的施設リース契約により太陽光発電事業を実施し、平成27年12月25日より東北電力(株)へ売電(単価：36円/kWh(税抜)、期間：20年間)を開始している。発電事業の収益は、地球温暖化対策基金へ全額積立てる。

■平成31年度計画

リース料：104,713千円 ※発電施設の年間リース料
 一般管理費：6,162千円 ※保安全管理委託料、消費税ほか
 一般会計繰入金：441千円 ※電気自動車リース料へ財源充当
 予備費：1,000千円

※事業費の財源には売電収入を充当。推定の発電量は3,065,171kWh、売電収入は119,980千円。